

熊取町議会委員会会議録

〔令和3年3月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（2月25日）〕

令和3年3月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	5

〔議会運営委員会（3月11日）〕

令和3年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	10

〔総務文教常任委員会〕

議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例	12
質 疑	12
採 決	12
議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）	12
質 疑	12
採 決	32

〔事業厚生常任委員会〕

議案第5号 森林環境譲与税基金条例	34
質 疑	34
採 決	34
議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例	34
質 疑	34
採 決	35
議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	35
質 疑	36
採 決	36
議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	36
質 疑	36
採 決	36
議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	37
質 疑	37
採 決	37
議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例	37
質 疑	37
採 決	37
議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例	37
質 疑	37
採 決	38
議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例	38
質 疑	38

	採 決	40
議案第13号	町道路線認定及び廃止について	40
	質 疑	40
	採 決	40
議案第14号	町道路線認定について	40
	質 疑	40
	採 決	40
議案第16号	令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	40
	質 疑	40
	採 決	40
議案第17号	令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	41
	質 疑	41
	採 決	41
議案第18号	令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）	41
	質 疑	41
	採 決	41
議案第20号	令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）	41
	質 疑	41
	採 決	41

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和3年2月25日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	文野 慎治	副委員 長	田中 豊一
	委員	田中 圭介	委員	浦川 佳浩
	委員	渡辺 豊子	委員	矢野 正憲
	委員	坂上 巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	総合政策部長	明松 大介	総務部長	林 利秀
事務局	議会事務局長	藤原 伸彦	書記	瀬野 裕三

付議審査事件

- 1) 令和3年3月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年3月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

なお、発言される方は、着座のままで、マスクをつけたまま、マイクを使っていただきますようお願いいたします。

（「10時01分」開会）

委員長（文野慎治君）初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）令和3年3月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、資料に基づき説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

まず、資料3ページの一番下、行政報告でございます。

1件目と2件目の損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により2件分を報告するものでございます。

次に、予定議案について説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

1件目の監査委員の選任同意につきましては、令和2年12月議会定例会においてご可決いただきました監査委員条例の一部改正に伴い、令和3年4月より議選監査委員を選任しないこととしたため、監査委員渡辺豊子氏の後任として、弁護士井上高和氏の任命について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

2件目の事務分掌条例の一部を改正する条例につきましては、浸水対策事業及び農林業項目等の所管について整理する必要が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

3件目の森林環境譲与税基金条例につきましては、森林環境譲与税を将来の森林の整備に関する

施策や森林の整備を担うべき人材の育成確保と、森林の有する公益的機能に関する普及啓発及び木材の利用の促進等に要する経費として使用する財源に充てるため、この条例案を提出するものでございます。

4件目の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画に伴い、令和3年度から5年度までの介護保険第1号被保険者保険料率等の改正が必要となるため、この条例案を提出するものでございます。

5件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関して規定している定義について改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

6件目の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等が、利用児童が卒園後に保育所等の教育・保育施設の連携施設の確保を不要とする緩和措置を追加する等の一部改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

7件目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等が、利用児童が卒園後に保育所等の教育・保育施設の連携施設の確保を不要とする緩和措置を追加する等の一部改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

8件目の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員認定資格研修の研修実施主体に関する規定を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

9件目の学童保育所条例の一部を改正する条例につきましては、学童保育所の開所時間を拡大し、共働き世帯等の保護者のニーズに対応するなど保育サービスの充実を図るため、この条例案を提出するものでございます。

10件目の保育所条例の一部を改正する条例につきましては、令和4年4月1日からの西保育所の民営化に伴い、同保育所を令和4年3月31日をもって廃止するため、この条例案を提出するものでございます。

11件目の町道路線認定及び廃止につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、3路線の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

12件目の町道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、10路線の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

13件目の令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,755万円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入については、国、府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出については、500万円以上の不用額が発生するもの並びに国補正予算による追加内示によるもの及びくまとりふるさと応援寄附金の基金への積立金によるものなどでございます。

14件目の令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定等に伴うものでございます。

15件目の令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,894万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入については、被保険者数の増などに伴う保険料及び基盤安定繰入金増額、歳出については、被保険者数の増などに

に伴う大阪府後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の増額となっております。

次に、資料3ページをお願いします。

16件目の令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入において2,980万3,000円を追加し、収益的支出において1億5,111万円を追加し、資本的収入においては1,200万円を減額するものでございます。補正内容は、大阪広域水道企業団との統合に係る固定資産の整理による長期前受金戻入及び固定資産除却費の追加、退職手当の精算に伴う退職手当負担引当金繰入額の追加及び耐震化事業に係る事業費確定による一般会計出資金の減額によるものでございます。

17件目の令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入において1,290万円の追加、資本的支出において1,302万3,000円を追加するものでございます。補正内容は、令和2年度流域下水道建設費負担金及び企業債の増額によるものでございます。

なお、この2号補正は、起債借入れの手續上、令和3年3月25日までに議会の承認を得ていなければならないため、委員会付託せずにご承認をお願いするものでございます。

18件目の令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入において1,420万2,000円を追加、収益的支出において84万1,000円を減額するものでございます。補正内容は、令和元年度流域下水道事業市町村負担金の精算結果に伴う返納金の計上及び人事異動等に伴う退職手当負担引当金繰入額の減額となっております。

19件目の令和3年度熊取町一般会計予算につきましては、予算額は前年度に比べ3.8%減の147億5,840万3,000円でございます。主なものにつきましては、町制施行70周年記念事業、総合防災訓練を含む防災事業、新型コロナワクチン接種に係る経費、各保育所の大規模改修工事、立地適正化計画策定や地域公共交通会議設置に係る経費、東小学校大規模改修工事や学校給食に係る経費などとなっております。

20件目の令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入では、府標準保険料率の引下げ等により、1人当たりの保険料収納必要額が減少、歳出では、新型コロナウイルスの影響を加味しながら、令和元年度の給付実績をベースに被保険者数の減少も見込んだ上で保険給付費を計上した結果、令和3年度当初予算額は前年度に比べ0.5%減の51億4,298万5,000円でございます。

21件目の令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者数の増加等に伴い、前年度に比べ4.3%増の7億2,242万2,000円でございます。

22件目の令和3年度熊取町介護保険特別会計予算につきましては、被保険者数見込みの増加はあるものの、保険給付費見込みについては過去3年間の伸び率で見込むため減額となり、予算額は前年度に比べ1%減の39億5,786万円でございます。

23件目の令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましては、墓地返還者の実績を勘案し、使用料等還付金の増などにより、予算額は前年度に比べ47.5%増の4,610万円でございます。

24件目の令和3年度熊取町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入の事業収益は11億1,803万4,000円で、前年度に比べ2%の減、収益的支出の事業費用は10億7,826万1,000円で、前年度に比べ4.38%の減となっております。資本的収入につきましては7億6,366万9,000円で、前年度に比べ1.25%の減、資本的支出につきましては10億2,659万4,000円で、前年度に比べ2.21%の増となっております。

また、追加予定議案といたしまして、現時点での案件は、令和2年度補正予算が1件、令和3年度補正予算が1件を予定してございます。

以上で、令和3年3月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（文野慎治君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期について議題といたします。

会期については、別紙日程表(案)のとおり、3月4日から3月29日までの26日間といたします。

本会議の開催については、3月4日、5日、8日、9日及び29日の5日間といたします。

常任委員会については、総務文教常任委員会を3月15日に、事業厚生常任委員会を3月11日に、それぞれ開催いたします。

特別委員会については、設置いたします予算審査特別委員会を3月19日、22日、23日及び24日に、環境施設広域化調査特別委員会を3月15日に、それぞれ開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会につきましては3月11日に、議員全員協議会は3月15日に開催いたします。

以上のとおり、令和3年3月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、会期及び会議日程についてはそのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては2月17日の正午、会派代表質問につきましては2月24日の正午に、それぞれ通告を締め切った後、一般質問については副議長、会派代表質問については議長によるくじ引で決定しました。

次に、議事の運営であります。日程第5 議案第3号 監査委員の選任同意についての件及び日程第21 議案第19号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算(第2号)の件、以上の2件は委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第6 議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件及び日程第17 議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第13号)の件、以上の2件は、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第7 議案第5号 森林環境譲与税基金条例の件、日程第8 議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例の件、日程第15 議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第16 議案第14号 町道路線認定についての件、日程第18 議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の件、日程第19 議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件、日程第20 議案第18号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算(第4号)の件及び日程第22 議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)の件、以上の14件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第23 議案第21号 令和3年度熊取町一般会計予算の件、日程第24 議案第22号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第25 議案第23号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第26 議案第24号 令和3年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第27 議案第25号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第28 議案第26号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算についての件、以上の6件については、予算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和3年3月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、令和3年3月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

委員長(文野慎治君)次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきましては、1件提出されております。

坂上巳生男議員から、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)の1件でございます。

この意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回3月11日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和3年3月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(「10時21分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

文野慎治

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和3年3月11日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	文野 慎治	副委員 長	田中 豊一
	委員	田中 圭介	委員	浦川 佳浩
	委員	渡辺 豊子	委員	矢野 正憲
	委員	坂上 巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	総合政策部長	明松 大介	総務部長	林 利秀
事務局	議会事務局長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三

付議審査事件

- 1) 令和3年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（文野慎治君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和3年3月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

なお、発言される方は、着座で、マスクをつけたまま、必ずマイクを使ってお願ひいたします。

（「13時30分」開会）

委員長（文野慎治君）それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）令和3年3月議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、資料に基づき説明いたします。

資料2ページの追加予定議案の欄をご覧ください。

追加予定議案は5件でございます。

それでは、各案件内容について説明いたします。

1件目の教育長の任命同意につきましては、教育長勘六野 朗氏の任期が令和3年3月31日付で満了いたしますので、同氏の後任として大阪府からの派遣による岸野行男氏の任命について、議会の同意を求めらるものでございます。

2件目の産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく固定資産税の不均一課税に伴う措置を活用することにより、本町における事業所の立地や設備投資を促進し、産業基盤の強化・発展等を引き続き図るため、この条例案を提出するものでございます。

3件目の令和2年度熊取町一般会計補正予算（第14号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,088万8,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、国の補正予

算による補助金を活用し、東小大規模改修工事や北中、南中のトイレ改修工事及び小中学校のコロナ対策などに伴う経費の増額補正でございます。

4件目の令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万5,000円を追加するものでございます。補正の内容は、墓地返還に係る還付金の増加による増額補正でございます。

5件目の令和3年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,320万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、地方創生臨時交付金第3次交付金を活用した熊取町版緊急生活経済支援で、地域振興券、ひとり親家庭生活支援、ひまわりバス無償化、学校給食費無償化、保育園等副食費無償化に係る経費及び国補助金の増額による新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費などの増額補正でございます。

以上で、令和3年3月議会定例会にご提案させていただきます追加案件の説明を終わらせていただきます。

委員長（文野慎治君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本5件につきましては、3月29日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件について追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議させていただきます。

ここで理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（文野慎治君）それでは、本定例会に提案します議会運営委員会提出に係る追加議案について、議会事務局長から説明をお願いします。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものでございます。

提案理由でございますが、議員が長に就任しないこととしている団体を明確にするため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例改め文でございます。内容につきましては、議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

次のページをご覧ください。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案となっております。

第3条各号に掲げられております遵守しなければならない政治倫理基準のうち、第6号について、議員が長に就任できない団体等は、町から補助または助成を直接受けている団体であることが明確となるように改正するものでございます。

前のページ、改め文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

委員長（文野慎治君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本委員会は、議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）について、本定例会に追加議案として上程するため、議会会議規則第13条第3項に基づき議長に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本委員会は、本条例を本定例会に追加議案として上程するため、議長へ提出いたします。

なお、本件につきましては3月29日の本定例会最終日に追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、この本件につきましては追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書1件について、ご意見をいただきます。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）について、ご意見を承ります。ご意見はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）この意見書そのものに問題はないと思うんですけども、ただ、下記の1番で、最低賃金1,500円以上を目指すことと書いてあるんですけども、これは現実の最低賃金からいったらちょっとかけ離れているような気がするんですけども、例えば1,000円とか1,100円とか1,200円とか、そういうところが妥当じゃないかなと思うんですけども、1,500円というのは実現が非常に難しいような数字のように思うんですけども、これは修正される意向はあるかどうか、ちょっと聞きたいんですけども。

委員長（文野慎治君）以上1点ですか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この意見書（案）につきましては、労働組合の関係団体からこういう意見書をぜひ提案してほしいという提案があって、その案文を基にほぼ同一の内容で出させていただいているんですが、確かに現状からすると、1,500円というのは1.5倍、地域によってはそれ以上ということで非常に現状との開きが大きいんですが、文章の中にも1,500円以上を目指すことと表現しておりますように、今すぐ1,500円というのは実現できるという意味ではないかと思っております。1,500円以上を目指しつつ、着実に引き上げていただきたいと、そういう趣旨だと受け取っていただけたらと思います。

委員長（文野慎治君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）皆さんにこの1,500円以上を目指すことで理解を得られるんならいいと思うんですけども、意見書をこの熊取町議会として総理大臣とかこの下のほうに提出するわけですけども、そういうところで何か非常識な数字とはならないかとか。それ、皆さんの意見を聞いてほしいんですけども。

委員長（文野慎治君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）やっぱりその今の言われている最低賃金1,500円以上というところなんですけど、今、

国のほうでもうち公明党のほうが一応推進し、主張し、まずは1,000円以上というところを目指すというところで、一億総活躍の政府のほうの方針の中にもそういったものを盛り込んでくださいます。今1,000円以上を目指して毎年賃金アップがされてきております。この経済連のほうもあまりにも上げ過ぎると、ちょっと今資料を持ってくるのを忘れたんですけども、上げ過ぎると反対に中小企業が賃金に対する負担が多くて倒産していつている会社もあるというところで、あまり一遍に上げ過ぎるとその企業のほうが大変というところで、まずは1,000円をもってしていくべきだということで、国のほうもその1,000円にするために企業に支援する、そういった設備投資とかそういったところに使えるように支援するという形の「一億総活躍指針」というんですか、その中に盛り込んでやっておりますので、まずはそちらのほうに力を入れていただくといいと思います。ですので、今回のこの意見書には賛成できません。

その2番目の全国一律というところも、ちょっとその辺のところも一律に一遍には難しいところかなというふうに思います。資料を持ってくるのを忘れてあれなんですけど、この1,000円というところをもっていったのも、生活保護法の法律と対比させてそういう基準を出したみたいなので、そのものも合わせてなので、それで全国そしてまた生活基準というんですか、水準というんですか、物価とかそういうものも違いますので、一律にもっていくというのも難しいところかなというところですので、まずは1,000円を目指してというところをしていただくといいやというふうに思いますので、この意見書には賛成できません。

委員長（文野慎治君）ほかの委員の方で、今日ご意見ご用意いただいている委員の方はいらっしゃいませんか。なしですか。

（「なし」の声あり）

金額の件で1,500円が1,000円ぐらいでという話と、それと、公明党渡辺委員のほうからは、そもそも全国一律であるとか、そういう地域の事情がある、また、1,000円という形で国としても動き出しているという報告があったんですけど、委員長の判断としては、これは反対意見がある以上まとまらないと、このように判断させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和3年3月定例会閉会から令和3年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和3年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては3月24日頃の配付予定となっております。ご協力ありがとうございました。

（「13時46分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

文野慎治

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和3年3月15日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	浦川佳浩	副委員長	河合弘樹
	委員	大林隆昭	委員	田中豊一
	委員	渡辺豊子	委員	矢野正憲
	委員	坂上巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	勘六野朗	総合政策部長	明松大介
	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	林利秀
	総務部理事	阪上章	住民部長	巖根晃哉
	住民部理事	山本浩義	健康福祉部長	山本雅隆
	健康福祉部理事	木村直義	都市整備部長	矢部義雄
	都市整備部理事 兼道路課長	白川文昭	都市整備部理事	田中耕二
	教育次長	阪上敦司	教育委員会 事務局理事	原田哲哉
	企画経営課長	近藤政則	広報公聴課長	道端秀明
	総務課長	奥村光男	人事課長	橘和彦
	税務課長	野津博美	住民課長	山戸由紀美
	産業振興課長	山原栄次	環境課長	島尾学
	健康・いきいき 高齢課長	石川節子	障がい福祉課長	馬場智代
	生活福祉課長	降井広志	子育て支援課長	松浪敬一
	保育課長	藤本明	保険年金課長	阪上正順
	道路課参事	宮内要重男	水とみどり課長	庭瀬義浩
	学校教育課長	三原順	学校教育課参事	松藤茂孝
	生涯学習推進 課長	立石則也		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三

付議審査事件

議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例

議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）

委員長（浦川佳浩君）皆さん、おはようございます。議案の審議に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（浦川佳浩君）なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたままマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案2件の審査を行います。議案については提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）令和3年3月8日の本会議におきまして議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の議案説明を行わせていただきましたが、その補正予算において、国3次補正予算の補助金内示に伴い予算の前倒し計上を行いました町道久保高田線拡幅工事及び長池オアシス公園施設更新工事につきましては、令和3年度一般会計当初予算編成作業終了後に補助金の補助金の内示を受けましたことから、当初予算案及び本日も審議いただく補正予算案の双方に予算が計上されております。

つきましては、3月29日の本会議最終日に上程予定の令和3年度熊取町一般会計補正予算（第1号）におきまして当該予算を減額補正する予定でございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わります。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかにありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）ほかにございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長（浦川佳浩君）以上で補足説明を終わります。

委員長（浦川佳浩君）初めに、議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第4号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分に分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）おはようございます。11ページの派遣職員人件費負担金598万7,000円、その分について説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）橘人事課長。

人事課長（橋 和彦君）この人件費、派遣負担金に関しましては、令和2年度より総社市に対して災害応援ということで、国の制度を使って派遣してございます。

この人件費、執行は熊取町から給与を負担しているんですけれども、その分の負担金として精算して今年度末にこの金額で頂くというところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。総社市のほうに職員を1人派遣されて、どういう状況だったのか報告をお願いしたいと思います。

委員長（浦川佳浩君）橋人事課長。

人事課長（橋 和彦君）向こうで危機管理を担当している中で、災害のほうは大分復旧が進んできているようなんですけれども、総社市と他団体とのいわゆる協定関係、防災協定も含めて、その協定を結ぶ事務のさばきと申しますか手伝いと申しますか、そういうのを担当しているということで聞いております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。本町の職員がそのように災害のあった総社市のほうでお手伝いできるということは、素晴らしいことかなというふうに思います。令和3年度はどうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）橋人事課長。

人事課長（橋 和彦君）令和3年度も引き続き派遣を予定してございます。当然、本町が希望するだけでは駄目ですので、先方の希望、引き続き来ていただきたいという双方の意向がマッチしたことで、人事部局としまして、他団体で経験を積むということは非常に人材育成の面でも有意義に感じておりますので、引き続き、令和3年度派遣を続けるつもりでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）それは同じ方が行かれるのでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）橋人事課長。

人事課長（橋 和彦君）経験を積むという意味で今回は人の交代をいたします。もともと、当初のスタートは1年の約束で先方とも協定を結んでおりましたし、派遣する職員にも一応1年ということでお伝えしていた関係もありまして、1年で一旦今回は交代という形を考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。じゃ、違う方がまた引継ぎもちゃんとしていただいて行っていただくということで、総社市のほうには本町以外にほかの団体からも来ておられるんですか。

委員長（浦川佳浩君）橋人事課長。

人事課長（橋 和彦君）他団体からも何名か来られているようです。危機管理部局以外にもおられるというふうに聞いておりますので、うちを入れて3、4団体ぐらいはいらっしゃるようです。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。またそういう形で派遣していく中で得た知識というものを生かしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

その下の地方創生推進交付金149万2,000円につきましても、内容をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）こちらにつきましては、昨年度もございましたが、K I Xツーリズムビューローの事業に対しまして交付金を受けております。この金額が149万2,000円ということで、補助率は2分の1になっておりますので、熊取町のK I Xツーリズムビューローに対しての負担額が約

300万円ございます。この2分の1の交付を受けて事業に充当していくという内容のものでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） どういった事業をされているのか。

委員長（浦川佳浩君） 山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君） K I X泉州ツーリズムビューローにつきましては、大きくは泉州、堺以南の観光の振興ということで取り組んでいただいております、大きい事業につきましては泉州マラソンを担当していただいているんですが、今年は残念ながら中止ということで、今オンラインでマラソンは実施してございます。大きい事業につきましてはおおむね中止ということになってございまして、あと、外国人向けのホームページ等の作成という事業に取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） そうやって泉マラが中止というところとか、オンラインでもやっていたというところですが、そういった中止になった事業もあるというところで、この交付金はそのまま頂けるんですか。

委員長（浦川佳浩君） 山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君） ツーリズムビューローの全体的な予算は一応減額になってございますが、一応この交付金については頂ける予定でございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君） 今の渡辺委員の質問に関連してお願いします。

まず、総社市の職員の派遣の件ですけれども、仕事の内容を聞かせてもらっていたらどうも事務屋かなと思うんです。それで間違いないですか。

委員長（浦川佳浩君） 橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君） そのとおり、事務職でございます。

委員長（浦川佳浩君） 田中豊一委員。

委員（田中豊一君） それと、先ほどの地方創生推進交付金なんですけれども、これは、国のスキームの中ではそういう自立した団体と組んでやっていくという枠組みがあったと思いますので、熊取町ではK I X泉州ツーリズムビューローですか、そちらと組んでやっているということなんです。ほかの団体では、自分のところの市町の中にある産業団体だとか、例えばJ Aだとか漁業組合だとか、そういうところと組んで、そのまちの活性化になるような新たなものを開発したりとか、そういうことをやっているというのを聞いているんですけれども、うちがもらう国の補助金というのはこれだけなんですか。それ以外は考えていないんですか。

委員長（浦川佳浩君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 令和2年度におきましては、この取組のみでございます。しかしながら、今、委員もおっしゃった今後熊取町の地方創生に資する取組、ありがたいことに民間の主導でいろいろ取組が芽生えてきて始めておりますので、民間主導で、かつ地方創生につながるような取組、これにつきましては積極的にこの交付金を活用して事業費に充当していきたいなど今後の事業につきまして考えております。そこは、引き続きしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 田中豊一委員。

委員（田中豊一君） すぐというのはなかなか枠組みをつくるのに時間がかかると思うんですけれども、今度の当初予算でも入っていますブルーベリーであるとか、それから観光協会であるとか、地元の

団体とか産業とかを活性化する。これは付き合いでやっているの、こういうところに今ないからこういうふうになっているのは理解できますけれども、やはりそういう思考のほうがね。

ただ、2分の1自分のところで負担せなあかんというようなことがあるんで、そのあたりはなかなか慎重にせなあかんかも分かりませんが、できるだけ熊取町の中でこの補助金が活かされるような、そういうところに検討してもらいたいんです。そのあたり、お願いできますか。

委員長（浦川佳浩君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）委員ご指摘のとおり、まさにブルーベリー農園、1から3まで、令和3年度で第3農園に対してというところもございます。ありがたいのは、やはり民間主導でかつ事業性というものをしっかりとそこに組み込んでいけるということで、持続可能な取組になる可能性を十分秘めております。ですので、こういった事業にもしっかりとこの交付金が活用できるよう、産業振興課とも連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）ありがとうございます。よろしく申し上げます。

その下の地籍整備推進調査への補助金なんですけれども、これ、補正予算の附属資料を見ましたら朝代地区ということで、たしか説明では南保育所の用地の周辺の地籍を調査したというか、その経費でもらったということなんです。これができて明示の決了ができれば売出しに出るんですか。この前の保育所とか学童保育の施設管理計画の中にたしか処分することも書いていたと思うんで、そのあたり、教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）詳細はこの後、歳出でもございますので、そのときと思うんですが、私からは、今、委員おっしゃるとおりで、旧南保育所における境界確定のための測量業務、こちらにこの交付金を充当してまいるところでございます。

目的としましては、今後売却していくに当たりましてはやはり境界の確定というのが必須になってまいりますので、そういったことをしていくために交付金を活用して事業をやっていくという内容でございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）13ページの雑入のコミュニティ助成金250万円、不採択という説明があったんですが、ちょっと説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）道端広報公聴課長。

広報公聴課長（道端秀明君）この事業は一般財団法人の自治総合センターが採択を行うものでございまして、不採択の理由につきまして大阪府に確認しましたところ、これは非公開になっているということでございます。

ただ、大阪府の見解といたしましては、本町の申請の内容に問題があるためではなくて、単純に申請団体数が多いということで採択から漏れたのであろうということでございます。と申しますのは、この助成事業につきましては毎年、大阪府も含めまして全国の都道府県で複数の団体が不採択になっているということで、本町はこれ、かなり長年にわたり採択をいただいていたのですけれども、令和2年度は、そのうち採択における優先順位が年数ごとに低くなっていった不採択になったのではないかとこのように聞いております。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）どういった事業を申請されたんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）道端広報公聴課長。

広報公聴課長（道端秀明君）これは、3か年で、自治会が39ございますので、毎年13の自治会ごとに事

業をやって行ってございます。令和2年度は最後の13団体ということでございまして、主に椅子とかテーブルとか、そういった自治会が個別で必要とするようなものを取りまとめまして、それを自治会連合会という形で申請を行ってございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ということは、その自治会としては、この助成金を頂けないことにより、その必要な物資がもらえないということになるんですか。

委員長（浦川佳浩君） 道端広報公聴課長。

広報公聴課長（道端秀明君）ただ、こちらにつきましては、歳入のほうは残念ながら不採択でございましたが、歳出のほうはもともと当初予算にて予算措置をいただいておりますので、自治会に対する助成として当初の予定どおり250万円分を助成という形で行わせていただきました。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）先ほどの特定財源は残念ながら獲得できなかったんですが、その分につきましてははくまとりふるさと応援基金繰入金で同額充当することとしております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）13ページのところに退職手当負担金というのがございますが、これについてご説明願います。

委員長（浦川佳浩君） 橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）退職手当負担金に関しましては、退職される方がいらっしゃる時、特に水道、下水経験者の方に関しましてはそこに在職している履歴の分負担いただいておりますけれども、今年度この補正予算で上げさせていただいている内容につきましては、水道の広域化、企業団への統合になりますので、これまで水道に従事していた期間の総額を熊取町に、また、今後企業団に身分移管される方は、退職される時に当然熊取町の在職期間分の総額を企業団にこの時点で一旦お支払いするというので、その差額を精算した結果、水道企業会計のほうから8,600万円を負担いただいております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）大体分かりましたが、そうしますと、職員の水道企業団への移行に伴って、水道の職員の中には企業団に身分移管するといいますか、企業団の職員に変わる職員とか、あるいは町の職員の身分のまま派遣の形になる職員とか、いろんなパターンがあるかと聞いているんです。退職手当負担金というのは、現在水道の職員として働いている方々の全てが対象になっているということですか。

委員長（浦川佳浩君） 橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）少し補足しますと、今回、6名の方が身分移管されます。その方の将来の退職手当として本来本町が負担すべき金額、これを本町から向こうにお支払いすると。過去、現在熊取町に在職している職員の中で水道事業に従事していた方々が46名いらっしゃるんですけども、その方が本町を今後退職していくときには、本来、水道の会計から頂いていた金額、総額約1億3,000万円ぐらいなんですけれども、この差額の精算で今回ご負担いただくというところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

もう一点だけお尋ねします。

15ページのところに様々な名目の地方債が掲載されておりますが、その中での15ページ一番下の減収補てん債、これについてご説明願えますか。

委員長（浦川佳浩君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）今回補正予算として上げさせていただいております減収補てん債につきましては、本来、今回コロナの関係で交付税制度の中で用いられている基準財政需要額というのが、これが当該年度でいいますと推計で出されているところがありまして、制度上はもともと法人税割とか、そういう税目の中で採用されていた起債になります。一つは、推計で計算された基準財政収入額の仮に法人税割額と実際決算で入ってくる額との差額で市町村側が割を食う場合がありますので、特に法人税割は景気の影響が非常に大きく出ますので、そういうときには一時的にまず借り入れておいてという、そういう作業を伴う起債がありました。

熊取町は法人税割の影響が少ないので、ここ最近借りたことはなかったんですけども、今回、コロナの影響で、法人税割以外にその他の税目でかなり影響が日本全国で出ています。これに対して国のほうが、非常に市町村財政に影響が大きいということで、その他の税目にも拡大して、同じような割を食うことがないように一旦借り入れてくださいと。この分については後年度で交付税措置していきますという、そういう制度をまずは今年度に限定で創設されましたので、今回借り入れるところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。ここ何年かこういう減収補てん債という名目がなかったかのよう
に思いましたのでお尋ねしたんですが、コロナの関係で税収が落ち込むということでの国の対応策
だということで理解いたしました。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）17ページの一番上の職員手当でお聞きします。

先ほども坂上巳生男委員から収入のほうの職員手当、退職手当の組替えというんですか、質問があつたんですけども、附属資料を見ますと、定年退職が6名、それから自己都合で2名の退職者が対象だと。これで一般財源から特定財源に組み替えたのもありますけれども、122万9,000円の補正をやっているということは、定年退職は多分当初予算に上がっていると思うんですけども、自己都合が前回どこかで補正予算をやって、その後また自己都合の方が出られたのか、そういう理由でしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）委員おっしゃるとおり、自己都合2名の方の退職手当を今回補正させていただくということで、これまで自己都合の方の補正予算は特に取っておりませんので、このタイミングで補正予算として計上しております。おっしゃるように、定年退職の分は当然予定されていることですので、当初予算で計上しているところです。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 田中豊一委員。

委員（田中豊一君）122万幾らということで、何か経験年数も少なくて若い方のような感じがするんですけども、特に我々は、技術職の方が熊取町を辞められてどこかへ行くとか民間へ行かれるとか、それを懸念しているんです。そういう方はありませんよね。

委員長（浦川佳浩君） 橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）今回のお二人は、技術職といたしますか保育士でございます。当然、自己都合でございますのでそれぞれでございますが、ただ、1名は他団体の合格で移管していくと。地元といたしますか、やはりそういうところで自分にとってキャリアアップというところかというふうに認識してございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）了解しました。

23ページの小・中学校の就学援助の減額なんですけれども、これは、小・中学校のコロナの対策として給食費を全額無償にしたということで減額ということの説明があったんです。それ以外に人数の変化とかはないでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）松藤学校教育課参事。

学校教育課参事（松藤茂孝君）認定件数につきましては令和2年度で合計で880と、徐々に増加しているような状況になっております。

今回、減額の理由といたしましては、微増の件ももちろんございますが、委員のおっしゃったとおり、給食費が無償化されまして、4月、5月につきましては休業中の給食費相当分として支給しておりますけれども、6月以降、無償化に伴いまして給食費相当の支給は行っておりませんので、その分の減額を計上したものでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）3月補正で最終ですので、確定している人数と全生徒の割合、小学校だったら生徒の何%であるとか中学校だったら何%であるとか、それを教えてください。

委員長（浦川佳浩君）松藤学校教育課参事。

学校教育課参事（松藤茂孝君）今現在、認定数で880です。5月時点で3,660名程度になっておりますので、認定者数といたしましては24%程度ということになっております。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）小・中学校別は分かりませんか。

委員長（浦川佳浩君）松藤学校教育課参事。

学校教育課参事（松藤茂孝君）小・中学校別は今数字を持ち合わせておりませんので、また後ほどお示しさせていただきたいと思っております。

（「了解です」の声あり）

委員長（浦川佳浩君）では、後ほどお願いします。

ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）先ほど、19ページ、水道の関係で説明があったんですけれども、水道事業会計出資事業が1,200万円減額になっているのは企業団になるからというところかもしれないので、説明をお願いします、減額の。

委員長（浦川佳浩君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）水道事業会計出資金というところで1,200万円の減額なんですけれども、当初予算で想定していたのは、水道管路の耐震化の部分と緊急用配水連絡管布設という2種類がありました。管路の耐震化については一定の算式される条件がありましたので、それを上回った分というのが一つ出資の対象になるんですけれども、令和2年度は、その出資の対象となる、私どもで言う上積み分というのが生じなかったもので、今回は緊急用配水連絡管の布設の分だけの出資にとどまりましたので、不要となる部分について減額したこととなりました。企業団への移行とは関係ございません。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。そしたら、これは不要額というところで減額ということで。

先ほども企業団の関係で説明があったんですが、結局、水道部熊取支部ですか、熊取の水道の関係は、企業団に行く人は何人で熊取町に残るのは何人なんですか。

委員長（浦川佳浩君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）現在熊取の上水の事業を担当している職員は、部長を含めて13名でございます。

そのうち2名は今年度末をもって退職。残りの11名のうち、1名は既に企業団から派遣されている方が一旦企業団に戻られるということで、残りの10名が今回身分移管の対象になっておりまして、10名の枠です。そのうち、先ほど言いました6名が向こうに身分移管されます。残りの4名は熊取町の所属として残っていただくと。来年、水道の事業を進めていくに当たっては当然同じことをしますので、この13人の枠で事業をしていただくこととなります。6人はそのまま向こうに行きますし、企業団から新たに派遣されてくる方、いろいろございまして、来年本町からは、4名残っていたいただいたうち、同じかどうかは別にしまして、3人の派遣をもって事業が進んでいくというふうになってございます。

来年、13人のうち3人は熊取町の身分のまま派遣として、ほぼ出向の形になりますが、事業の手助けをさせていただくと。残りの10名に関しては、身分移管した6名プラス企業団から派遣される方、また定年された方の再任用も含めて、向こうでご用意された10名をもって、合計13人で来年、熊取水道センターの事業を進められるというふうに聞いております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりましたというか、ややこしいんですけども、一応10名は企業団に行くというところですね。13名のうち10人は企業団の身分、3名は熊取町の身分ということですね。分かりました。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまから10時45分まで休憩いたします。

（「10時35分」から「10時45分」まで休憩）

委員長（浦川佳浩君）休憩前に引き続き会議を開きます。松藤学校教育課参事。

学校教育課参事（松藤茂孝君）先ほどの田中委員の質問に対してお答えさせていただきます。

令和2年度の就学援助の認定者数及び認定率ですが、小学校につきましては3月現在で559名、今認定しておるところでございます。こちらは率に直しまして23.4%が認定、中学校に関しましては321名が認定されておりまして、こちらにつきまして25.1%、合計で、先ほど申し上げましたとおり24.0%の認定率となっております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中委員、よろしいですか。はい。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）繰越明許費の関係でお尋ねします。

今回、繰越明許費が5項目出ていますが、そのうち、道路橋りょう費ということで道路関係の繰越明許が3点示されているんです。この繰越明許費について、補正予算予算書の歳出の項目と関連づけてご説明願えますか。

委員長（浦川佳浩君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）この3項目全てにつきましては国の3次

補正を受けたもので、この1月末に内示を頂戴したものでございます。

考え方としましては、前年度、2年度予算で内示、出いただいている部分、今年度執行した分の差額に対して3次補正で頂いた分を乗せた額について繰越しをさせていただくと。一旦2年度に補正を行いまして、繰越しをさせていただいて次年度で執行していくというものでございます。

内訳につきましては、先ほどの4ページ、道路舗装修繕事業としまして7,173万円、これは予算上、幹線町道部分、その他町道部分に分けてございます。幹線町道分としましては5,393万円、その他町道分としまして1,780万円を計上させていただいております。道路維持修繕事業としましては540万円、これは路面下空洞調査として3次補正として頂戴いたしました分です。3つ目、久保高田線舗道拡幅事業2億7,500万円につきましては、現在も執行しております久保高田線、2年度予算につきましても2億円の予算を頂戴しておったところですが、実際、2年度分の内示額につきましても約50%程度、それに見合う執行をさせていただいたところですが、そちらに今回3次補正分を新たに寄せまして、2億7,500万円を繰越し執行させていただくものでございます。

出につきましては、21ページのほうになってございます。若干先ほどの繰越額と差異がございます。これにつきましては、先ほど私、説明させていただいたように、例えばですが、久保高田線につきましては工事費として1億6,400万円、21ページの道路新設改良事業として計上させていただいております。中段ですが、1億6,600万円、工事費1億6,400万円、補償費200万円、これと先ほどの繰越額の差異につきましては、2年度予算で現有予算、今の残額予算を持っている分と今回3月の補正をさせていただいたものを合わせて繰越しするという考えとなっております。

維持事業につきましては、2,000万円の維持修繕工事費、これは減額補正させていただいておりますが、これにつきましては、後年度執行の五門七山線、紺屋あいぞめ橋の改良、それから、谷川橋の修繕工事に係る分の減額補正をさせていただいた上で、先ほどの幹線町道舗装工事費とその他町道工事費について計上させていただいて、差引きした額を先ほどの4ページで繰越明許費補正をさせていただいて、3年度に執行させていただきたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。そうしますと、令和2年度予算の一部に次年度に繰り越すべき金額が生じているということですね。その分と合わせて、3次補正で頂く分とトータルで繰り越すと、そういう考え方ですね。

委員長（浦川佳浩君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）そのとおりでございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）11ページの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金5,565万6,000円なんですが、老人憩の家というところの耐震化の費用というところは説明で分かっているんです。この交付金、1施設について618万円となっているんですが、当初773万円ではなかったかなと説明を議員全員協議会のときは聞いていたと思うんで、その辺のところをお願いします。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）こちらの分ですけれども、委員ご指摘のとおり、当初1施設当たり773万円でしたが、今年度、国からの内示で、新型コロナ対策ということで全補助金に当たる部分が2割カットされまして、1施設当たり618万4,000円という内示をいただき、令和2年度に上げさせていただいた分につきましては減額となっております。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。国もコロナのほうに補助金を充当するということで、減額になったということですね。仕方ないですね。

その下、地域生活支援事業等補助金236万4,000円の減額について説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）こちらは、障がい福祉サービスのうち地域生活支援事業の移動支援給付費が当初よりも減額になる見込みであることから、その分の国庫補助金の分である額を減額させていただきます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）そしたら、それは移動支援事業ですか。出自体が減ったというところなんですね、利用者が。

委員長（浦川佳浩君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）こちらの移動支援は、障がいのある方の余暇支援、社会活動についての外出でございますが、やはりコロナ禍の影響下で社会的な外出が減ったことによる支出の減でございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

その下の妊娠・出産包括支援事業費補助金10万3,000円につきまして、産後ケア事業の拡大というふう聞いていたと思うんですが、ちょっと説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君）妊娠・出産包括支援事業費補助金10万3,000円ですけれども、この事業については、国の母子保健衛生国庫補助金というのが国の補正予算で増額補正をされまして、内容は、妊娠・出産包括支援事業のうち産後ケア事業を行う施設の新型コロナ対策の対応というところで補正予算がなされて、町のほうも、その産後ケアを実施していただいている施設に対して、その補助金を受けてマスクあるいは消毒液を支給しようという事業でございます。

このときに、国の補正予算が4月末に可決されて、国の要綱が5月に入ってから整備されたんですけれども、その時点で予備費で歳出予算については措置しまして、そのときに予備費で10万4,000円をアルコールとマスクの費用として計上しております。それが、国の補助金の交付決定を受けましたので、その歳入予算を今回10万3,000円措置したというところでございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。産後ケア事業を実施して下さっている施設のほうに、マスクや消毒液を提供した分の費用というところですね。

委員長（浦川佳浩君）松浪子育て支援課長。

子育て支援課長（松浪敬一君）具体的には、貝塚市のあかね・レディースクリニックの新型コロナ対策というところに対して、これは補助率10分の10ということで補助金を受けて、先ほどの物品を整備したというものでございます。

熊取町につきましては、産後ケアをやる施設というのが6か所の医療機関でできるんですけれども、3市3町の調整の中で、熊取町についてはあかね・レディースクリニックに対して対応していくということになったところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）11ページの歳入なんですけれども、都市公園のこれは新たな制度で、区域内に重複する公園があったら開発業者から2分の1お金を頂くということで今回こういう収入が上がっているんで、これはどこの開発ですか。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）田中豊一委員おっしゃっている場所ですけれども、大久保のちびっこ広場、大久保区民ホールがあろうかと思えます。そこについていた農地のほうが今、宅地化された、その部分の住宅開発でございます。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）了解しました。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）19ページのところに民間保育所の助成金というのがございます。この助成金に関しては、説明資料ではさくらこども園の施設整備等の補助金の所要見込額の減、西保育所についても大規模改修工事実施設計の所要見込額の減という説明はあるんですが、それについてもう少しご説明願います。

委員長（浦川佳浩君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）それでは、まず民間保育所施設設備整備費等補助金についてご説明させていただきます。

こちらは委員おっしゃいましたようにさくらこども園の建て替えの分でございますが、こちらの減につきましては、当初、工事内容の進捗で予算等を計上しておりました。年度に入りまして大阪府とのやり取りの中で、工期の出し方で補助金をやっていきたいと思いますかということになりましたので、その分の差異を今回減額補正するものということになっております。進捗率の出し方を工事内容から工期、12か月なんですけれども、12分の8か月が令和2年度という形の出し方で出した分の差の分の減額になっております。

西保育所の分につきましては、令和3年度に大規模修繕を予定しているんですけれども、その分の設計を行ったんですが、その分の落札減等を含んだ形になっております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。さくら認定こども園については補助金の算定の仕方が変わったということのようですね。それと、西保育所については測量・設計・監理等委託料についての落札減ということでご説明いただきましたが、西保育所の大規模改修工事というのは、これは令和3年度中に行うということなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）ご指摘のとおりで、令和3年度の夏頃、6月議会等の承認が必要になってくるかと思っておりますので、それ以降に着工して年度内完了の工期で考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、たしか令和3年度1年間が西保育所を民営化するに当たっての引継ぎ保育の期間というふうになっていると思いますが、大規模改修工事をしながらの引継ぎ保育ということで、民営化に当たっての引継ぎに対しての影響というのは心配ございませんか。

委員長（浦川佳浩君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）まず、令和3年度に行います引継ぎ保育なんですけれども、年度当初から1年間かけてやるんですが、年度当初につきましては、園長候補者であったり主任となる保育士の方が、まず園の運営を引き継ぐという形で入ってまいります。この際に工事は着手していくんですけれども、大きな、今のところそままでの工事自身に影響してくるということはないものと考えております。

次に、令和3年度の後半、令和4年の年明けぐらいからはクラス担任とかが入っていくんですけれども、その辺との兼ね合いを見ながら工事を進めていく。例えば、工事する場合については遊戯室のほうに一時的に保育室を移すとかいう形で、支障のないような形で引継ぎしつつ、通常の保育もしつつ工事を進めていくというふうな段取りは念頭においては考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、実質的な引継ぎ保育というのは年が明けてからの3か月ほどしか

ないということなんですか。

委員長（浦川佳浩君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）令和4年4月から民営化へ移行していきますので、次のクラス担任の方の候補者が入っていくという意味での現場サイドのリアルな形での引継ぎという形では年明けになってきますが、それまでの間、年内のうちは、保育所の運営行事であったりとかいうことを主に施設を運営していく方のほうに引き継いでいくということをメインにしていく形で考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それは、これまでも保育所の民営化というのはあったわけですが、例えばさくら保育園を民営化する場合とか、七山の公立保育所をさくらに移管する場合の民営化とか、あるいは第6保育所のアトムの民営化の場合とか、これまでの引継ぎの期間等と比べて特にスケジュール的に変わっているとかが点はないんですか。

委員長（浦川佳浩君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）さくらこども園につきましては、移管先が決まってから実質3か月程度の引継ぎ期間しかなく、民営化がスタートしておりました。それについてはさすがに不十分であろうというところの反省も踏まえまして、西保育所、フレンド幼稚園の誠優学園が移管先なんですけれども、それについては時間をもっと取るべきだろうということで、ほぼ1年間の引継ぎ期間を取るような形でしております。長く取って十分にできるようにという体制で考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）全体の期間としては1年間取っているということですが、間に大規模改修工事が入りますし、また、依然としてコロナの感染が今後どうなっていくかまだ分からない、予断を許さない。このところ感染者数が下げ止まりで、再度増える兆しも見えているという状況の下で、大変不安な、あるいは不安定な状況の下での保育所の引継ぎということになってくるかと思えますので、私どもは西保育所を民営化することそのものには反対ということですが、決まってそれを推進していく以上は、最大限の注意を払って万全の体制で臨んでいただきたいということを言っておきたいと思えます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）15ページの広告収入です。説明では広告付窓口番号表示システムに係る広告料というふうに書いてあるんですが、もう少し説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）委員のご質問ですが、住民課の受付窓口の前の記載台の前に番号発券機というものを置かせていただいております。その発券機につきまして、昨年度入替えをしました。入替えに当たっては、番号を整理するだけのものではなくて、番号発券機と併せて行政情報、民間広告を放映する、そのシステム一式を導入しております。

このシステムにつきましては、その一式を無償で提供する事業者を募集しまして決定したものです。あわせて、広告料も追加項目としていただいて、今年度につきましては、広告について10月1日からのスタートになりましたので、年間契約では24万円プラス消費税の26万4,000円、これが年額として広告収入として上がるものですが、2年度におきましては半額である13万2,000円、この分を補正させていただいているものでございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。そういうところから広告収入を得るということはすばらしいことかと思えます。そういったことをほかにできる場所があったら、また考えて、していっていただけたらなというふうに思っております。ありがとうございます。

次、17ページの町内循環バス運行事業800万円の減額につきまして説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）こちらの減額補正につきましては、当初、一定見込んでおりました臨時運行、主に町の行事の際に、土曜日、日曜日につきましては第1便の運行を実施してございません。第1便は9時からのそういう町の行事に対して臨時運行をさせていただくところでしたが、今年度のコロナ禍における町事業の減少に伴いまして、1便の運行をしなかった部分の減額補正となっております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。利用者が減ったというのではなくて、事業が行われなかった分で減便した分ですというところですね。利用者の減ということではないというところですね。

委員長（浦川佳浩君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）利用者についても、コロナ禍の影響により便数も減らしましたので、今までにない状況で減少してございます。

ただ、今回の金額につきましては、増便をしなかったという部分の影響でございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）そしたら、令和2年度は利用者はどのくらい減っていますか、前年と比べて。

委員長（浦川佳浩君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）すみません、細かい数字は今用意していなかったんですけども、今年度につきましては4月、5月、6月ぐらい、この3か月ぐらいで大体約半分ぐらいになりました。その後、今8割ぐらいまでは戻ってきてございますが、昨年度6万6,000人ご利用いただいたところですけども、今年度については5万人台に収まるかどうかというところとなっております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。不要不急の外出は自粛してくださいという緊急事態宣言発令もあつたので減っているのかなというふうには思いますが、仕方ないかなということで理解させていただきます。利便性の向上についてはまたいろいろ考えていっていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

次に、19ページの健康増進事業300万円、これも減額につきましての説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）こちらの健康増進事業の減ですけども、新型コロナウイルスに係るがん検診等につきまして緊急事態宣言時の周知というところを差し控えさせていただいたことと、実施は5月の緊急事態宣言時だけ差し控えさせていただき、その分は後半に回数だけは振り替えさせていただきました。

ただ、1回当たりの集団検診の実施人数を7割程度にさせていただきこともございまして、参加者数というのが全体では減少になっていることと、個別検診につきましても訪れる方が減っているという状況がございますので、今年度の予算から7割程度ということも試算し、今回の分を予算計上、減額補正300万円させていただいたところです。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。密にならないようにというところで集団検診も人数制限したりというところかと思うんですが、そしたら、令和2年度の検診は前年度に比べて7割程度になったということですか。受診率ですか。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今日も実は検診を行ってまして、今日は緊急事態宣言が落ち

着いたということで、いつもより多くの方が参加いただいているところです。全体的にはまだ出ていないんですけども、先ほど言った6割から7割ぐらいの昨年度と比べたらというのが今の現状かと思えます。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。推進のほうははがきと、また連絡等で勧奨していただいていることを、うちもかかってきたのでありがたいなと思えますが、また来年度に向けて検診をしっかりと勧奨のほうをよろしく、今年受けなかった方に対して、また勧奨をお願いしたいと思います。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。大林委員。

委員（大林隆昭君） 同じく19ページのし尿処理場運営事業、補足資料では大原衛生公苑廃止準備業務として令和3年度に実施による減額とあるんですが、これについて詳しく教えてください。

委員長（浦川佳浩君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） し尿処理場運営事業の委託料でございます。清掃委託料と廃棄物処分委託料がございまして、清掃委託料というのは水槽の底部にたまった汚泥を掃除させていただくというものでございます。廃棄物処分委託料は、大部分が汚泥を持って行って処分させていただくというところでございます。

今回、令和3年度から事務委託で、もう搬入がなくなりますので、令和3年度には大々的に水槽を清掃しなければならないというような状況でございます。令和2年度につきましては、毎年清掃するもの、2年に一遍清掃するものをずっと計画的に進めておりました。令和2年度につきましても、水槽の中で物がたまったりしますと運転に支障が生じますので、そういうことがないかということで予算計上させていただいたんですけども、令和3年度早々にも今度、掃除がかかってくるということで、通常、2月とか3月に定期的なものはさせていただいていたんですけども、これを2か月ぐらい遅らせても支障は出ないであろうという判断の下に2年度は取りやめたというところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君） 収入のところでは13ページ、町有財産払下げの土地売却代金ですけども、道路ということで附属資料には書いているんです。何か法面とかそういうところなんでしょうか。65万4,000円という金額なんですけれども、あと地域はどこか、道路でこれは処分しても支障がないかどうか、教えてください。

委員長（浦川佳浩君） 宮内道路課参事。

道路課参事（宮内要重男君） 土地売却収入ですけども、今年につきましては道路の法面の現在、機能がないものの払下げとなっております。場所につきましては、成合北地区で町道成合永楽線の道路として使っていない法面用地がございましたので、それを契約の相手方の申請書に基づきまして払下げを行ったものでございます。

委員長（浦川佳浩君） 田中豊一委員。

委員（田中豊一君） 何平方メートルですか。

委員長（浦川佳浩君） 宮内道路課参事。

道路課参事（宮内要重男君） 106.48平方メートルです。

委員長（浦川佳浩君） 田中豊一委員。

委員（田中豊一君） 次に、違う件でお願いします。

17ページの老人憩いの家の工事請負費ですけども、これ、先ほど渡辺委員からも補助金のこととか話がありました。附属資料を見ると、五月ヶ丘憩いの家ほかの補強工事5か所と和田ほかということで4か所ですか、これが対象になっているんですけども、自治会長とかによると、公民館と憩い家を持っているところとかほかに集会所があるところは、工事の間半年間ぐらいかかるらしいですけれども、ほかの集まりでもできるけれども、そういう持っていないところについての調整とい

うんですか、中には公民館の横の老人福祉センターを使ってくださいという話もあったということで、困ってられたんです。そこらは近いところで何か調整ができないか、そういう何か工夫をされているか、教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）こちらの上げさせていただいている老人憩の家の工事請負費ですけれども、全て工事は令和3年度の実施ということになります。

今、委員おっしゃっていただいたように、ほかに老人憩の家のほか公民館をお持ちのところはそこを活用ということになりますが、単施設の場合、相談等も受けさせていただいて、一緒にお話し合いをしながらどうやったらいいかということは考えさせていただいているところです。

一つに、青葉台につきましては、大久保地区と話をして大久保の公民館や区施設のほうも活用するというのを聞いております。例えばタピオステーションも行っているんですけども、タピオステーションもこのホールを活用させていただく話を区のほうでつけていただいたと聞いております。

ほか、水荘園・大久保サニーハイツにつきましては、区の方と話し合いを行い、ほかの地区の中で連絡が取れないかということで、やはり近くでということがございましたので、ほかの地区との調整ということを行っております。その内容を受けて、今、区のほうでどうやったらいいかということを検討させていただいているところです。

ほかには、新野田地区につきましては、例えば老人福祉センターやふれあいセンターもございますが、近くに図書館であるとか、あとは特養の開放している施設もございます。新型コロナの関係で、コロナが落ち着けばそういう開放についてもまた再開したいというふうにも聞いておりますので、そういったいろんな施設のお力も得ながら、その地区に応じて一緒に話をしながら調整していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）私も水荘園とかサニーハイツは解決したと聞いているんですけども、まだ工事が2年度の方も、繰り越したのか継続費か忘れちゃったけれども続きますので、その後も3年度、4年度とあると思います。そのあたり、町のほうもちょっと汗をかいてもらって、工事がスムーズに行くようお願いしたいと思います。

それから、商工の関係なんですけれども、21ページ、休業要請支援金の関係とか町が独自にやった事業者特別定額給付金7,100万円、結構大きな金額を減額するんです。件数が事務作業とかの関係もあって少なかったというのは聞いているんですけども、このあたり、そういうことも分析されているのかどうかというのと、これで臨時交付金を使わなかった分はまた別のところに回しているんやと思うんですけども、そのあたりはどうなっているか、教えてください。

委員長（浦川佳浩君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）それでは、2点、まず休業要請支援金の分ですが、予算としましては法人が17件、個人が102件ということで想定させていただきまして、3,400万円減額ということで計上させていただいております。ただ、実際のところは法人が14件、個人が99件ということになってございまして、実際の執行は3,250万円ということになってございまして、これは、計上のタイミングでまだ大阪府から確定の数字が手元になかったものですから、法人、個人それぞれ3件分ずつ余裕を持たせていただいて計上させていただいております。

あと、困きゅう事業者特別定額給付金につきましては、実際のところ61件の申請ということになってございまして、こちらにつきましても、計上のタイミングの関係で97件分を見込ませていただきまして、減額の金額を算出させていただいてございまして、

あと、件数の件なんですけれども、まず困きゅう事業者特別定額給付金につきましては町の独自施策ということになってございまして、委員がご指摘のように当初は810件を想定しておりました。こ

れにつきましては、大阪府のほうで算出しています休業要請支援金に係る件数から我々町内の事業者を逆算させていただいて、これもあくまでも想定なんですけれども、810件ということで計上させていただきましたが、実際のところ申請いただいたのは61件ということになってございます。理由につきましては、詳細は正直なところ確認できていないんですけれども、一つ思われるのは、国の持続化給付金のほうでかなりの事業者の方は支援を受けられたのではないかとというのが大きい想定でございます。一応、基本この給付金につきましてはその対象にはならない方ということになっておりますので、我々が想定した以上に国の支援金、もしくは大阪府の休業要請支援金を受けられている事業者が多かったのではないかとという想定でございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）持続化給付金とか、大阪府の事業はもう少し金額的にもそうだし、休業の幅というんですか、影響を受けている金額とかにもよって幅が今回の町独自のものと違ったと思うんですけれども、私が聞いているのでは、一部かも分かりませんが、やはり町としては当然いろんな資料をそろえてもらわないと出せない、公金なので。それはよく分かるんですけれども、何か使いにくかったと。要するにいろいろ事務的なことで障害があったというか、これだけ出すんだったらもういいわというような方もおられたように聞いています。そのあたり、商工会の絡みのところが多いと思いますので、調べていただいて今後の参考にさせていただきたいなと思いますけれど、そのあたりどうですか。

委員長（浦川佳浩君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）ご指摘のところは我々も重々理解しておりますが、今後、もしこういう制度があるときは検討したいと思っておりますが、ただ、基本的なところ、まずは事業者の方の収入の確認であったりとか、当然、町が給付金を支援させていただく前提として、必要な最低限の書類をそろえていただくというようなところでつくらせていただいておりますので、さほど手間ではなかったのではないかなというふうに思っておりますし、あと、同じような施策で他市の状況も確認させていただいておりますが、他市においても同様の申請書類等は必要ということになっております。今後は、その辺も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）ありがとうございます。今後、こういうことは起こらんほうがいいんですけれども、また備えておいてください。

それと、最後にお聞きした内容で、国からの臨時交付金でこれを使うということで大きく減額されているんですけれども、それはもう別の事業に回されたんですか。

委員長（浦川佳浩君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）国の1次、2次を合わせまして、熊取町に対して約6億円の内示をいただいております。

それに対しまして、熊取町の事業のほうで事業計画約8億5,000万円打たせていただいたというところでございまして、先ほどの事業者向けの2つの支援金で大きく減額が出ておりますけれども、その2億5,000万円分のプラスの分、そちらのほうで要は対応、今のところ見込みですけれども、6億円に対して6億2,3,000万円ぐらいの執行見込みになる予定でございまして、つまり二、三千万円程度の持ち出しというような、そんなところでございます。国のほうにお返しするという事は今ないような状況でございまして。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）了解しました。

次に、同じく21ページ、道路新設改良事業の久保高田線の話は先ほどからも答弁いただいたんで

すけれども、途中で難工事ということで若干切り替えたこともあって、結局は3年度も含めて4年計画事業になってしまうんですか。

委員長（浦川佳浩君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）今回増額の補正をさせていただいている分でもまだ若干事業費としては足りませんので、3年度、ここの2億7,000万円繰越しさせていただいた部分で対応させていただいて、まだ若干4年度にも交付金を頂戴して、令和4年度完成を目指しているというところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）ありがとうございます。安全に子どもたちがあそこを使ってもらえるように、よろしくをお願いします。

それと、同じくその下の公園整備事業なんですけれども、これも長池オアシス、国の交付金をもらって令和3年度は3年目ということで、先ほど東野理事からこれも繰り越すんやと、これだけの事業を今からできませんので繰り越すんやという説明がありました。これはもう最終年度と解釈してよろしいんですか。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）長池公園につきましては、令和3年度が最終年度とさせていただけたらと思います。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）国庫補助というか交付金対象の事業は3年度で一応完了すると思うんですけれども、台風のときに飛んでしまった看板であるとか、いろいろ周辺のことが、農園が対象区域になっていないとかあるんで、そのあたりも今後、3年度以降も計画を利用者とも併せてやってもらいたいで、その点いかがですか。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、委員おっしゃられているサインとか看板の関係だと思うんですけれども、その辺、令和3年度の予算で突っ込めていけるようなものであれば、翌年と言わず、その中でやっていきたいなと考えています。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）先ほどの田中委員のおっしゃっていたところと同じような内容になるんですが、21ページの商工費の分で、町が単独でやった事業者特別定額給付金の申請につきまして61件だったというところの説明なんですけれども、たくさん国のほうの地方創生臨時交付金を頂き、その中でそれを活用して事業者への支援というところで、国ができていない分について町が手当てするということで立ち上げていただいた特別給付金なんですけど、町としては810件というのを試算しながら61件しか申請がなかったというところについて、先ほども田中委員もおっしゃっていましたけれども、その辺やっぱり問題なかったのかなというところをすごく感じます。次の第3次補正の中で、次の分につきましても地方創生臨時交付金を活用する分につきまして、今回61件だったので次回の分はもう事業者にはしませんよという感じの答弁をいただいていたんですけど、前回、一般質問の中で何かそういう形のことを言うておられましたけど、事業者が本当に大変な状況を私たち聞いていて、やっぱり3割、4割減ってでも大変なんだというところを聞いておる中で、国の持続化給付金を適用したからそれで町の方はしなかったというふうな考え方で片づけていいものなのかなというふうに思います。

今、この分810件ありましたと。その中で国の持続化給付金を何件そちらのほうに申請したかというのは分かるんですか。

委員長（浦川佳浩君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君） 実際のところ、持続化給付金につきましては、大阪府の休業要請の数というのは先ほどご報告させていただいた分で、町も半分負担させていただいていますので大阪府のほうから報告がございしますが、国の支援金の件数というのは、一切町のほうでは確認できません。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） なかなか国の持続化給付金、810件の中でほとんどが、だからもう700件近くが、皆さん大変だから申請したかどうか分からない状況かと思いますが、やっぱり61件しかなかったというところで、申請の仕方というのが困っている事業者を支援するという形でもう少し申請しやすいような制度にさせていただいたら、もっと申請がちゃんとされていたんじゃないかなというふうに思います。持続化給付金を頂いたから町の支援金も返さなアカンという、そういうこととかもあります。二重にはいけないからそういうふうになっているんですけども、そういう事業者とか、また、あと町のほうは町の申請をした人については公表しますよと、申請書の中に受給者の公表、町は受給者の名称及び所在地を町のホームページで公表する場合がありますというように書いています。こういうのを見たときに、公表されるんやったら嫌やなど、そんなことを思った事業者もあるんじゃないかなというふうに思います。

そういった面で、もう少し困窮の事業者に、申請は延長してくれました、国と同じように。最初8月30日までやったんで、だからその分で慌てて申請した人もあったかと思いますが、それで国の持続化給付金は2月か3月までやったんで、町のほうへ先に申請して10万円もらって、それで結局、それ以降に50%一応切ったからといって国の持続化給付金をもらったという事業者もあるかと思うんですけども、それで町も国と同じように期限は延長してくれました。何かもう少し申請しやすい環境というか、町の事業者を救済する、そういうもう少し寛容な申請の仕方というんですか、そういうことを今後考えていただくことが大切ではないかなと。せっかく国からの臨時交付金を頂きながら、ほとんど全額7,100万円返さないといけないという、何かあまり理解できないんですが、その辺、今後どう考えていくつもりですか。

委員長（浦川佳浩君） 山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君） 申請の内容については、先ほど田中委員のほうからもございまして答弁させてもらったように、我々もできるだけ簡略化ということで考えてやったつもりでございまして。それとあと、他市の状況も確認させていただいて、同等の申請内容ということで考えてございます。やっぱり給付させていただく以上は、相手方から収入の状況ですとか減収した内容ですとか、そこは我々としてはチェックすべきところかなというふうな思いで申請の書類の中身もさせていただいてございますので、おっしゃるように大変やと思いますけれども、過度に書類を要求したつもりはございません。その辺は一定ご理解いただきたいのと、今後は、ご指摘いただいたように、できるだけ簡素化できるように考えていきたいというふうに考えてございます。

あと、7,130万円減額させていただいて国のほうに返すというご指摘ございましたが、先ほど総合政策部からも報告があったと思いますけれども、町全体のパイとしては返すには至ってございません。当初見込んでいたよりも少なかったというのは事実でございましてけれども、国から頂いた分はほかの事業で有効に活用させていただいているのかなというふうに理解してございますので、その辺も含めてご理解いただければなと思います。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） 1点補足です。もともと当初の810事業所の積算なんですけれども、我々も対象はどれだけになるかというのをつかみにくいというところがございました。町内の事業所が1,239ある中で、一定の増加率を見込んだ中で約1,300というところで、要はその中で府の休業要請の支援金の登録者、これというのはもう公表されていまして、それをまず純粹に引かせていただいて1,155の事業者、こちらの中で要はどれだけ対象にできるのかというところが分からない中

で積算したのが、うちで持っている根拠となり得るのが要はセーフティネットの認定の件数、その中で50%未満、要はうちが考えている国とか府の対象にならないという50%未満の減少している事業者の申請がその時点で約7割あったというところでございまして、その7割を掛けさせていただいて810件という見込みをさせていただきました。

ですから、当初の7割というのが、セーフティネットの件数が実際の国の持続化とか休業とかというところに該当するので、もう少し多ければもともとの母数が少ない形になっておったのかなというふうに思うんですけども、単純にその見込みとして810事業所を想定している中での61件という形ではなくて、その辺の見込みが想定違いであったというところもご理解いただきたいというところでございます。

あと、申請の簡略化等につきましても当然渡辺委員がおっしゃられたようなところ、公表とかというところも、件数にしてそんなになかったんですけども、確かにそういうお声をいただいたのも実際にごさしました。そちらにつきましては、あくまでもこれは、要は性善説に立ってやっている中で不正をしたときということとはちょっと言葉足らずのところがあったのかも分かりませんが、そういうところを大前提で対応させていただいています。必要書類につきましても、先ほど課長が申し上げたとおり、ほかの自治体もそうですけれども、国の持続化、そういうふうな申請に必要なところというのと大差のないような形で一応取らせていただいております。

ただ、次の3次の交付金を頂いた中でまた新たな経済支援というのをやっていく中で、ご意見いただいたところについては十分参考にさせていただいて取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。大林委員。

委員（大林隆昭君）すみません、同じようなことになるんですが、ある一定、枠で産業部門に対してこれぐらいのお金を出しましょうというふうな、最初考えて810件分というのを取っていただいて、このまま丸々減額で国には返さないにしても、そのまま産業部門に使うことなく、何とか6億円というところに関しては使い切ったのでいいんじゃないかなというふうな考えはないでしょうかけれども、実際数字上ではそうなってしまっているの、やっぱり産業部門に取ったお金は産業部門で使っていただきたいと。

最初の8億円にこれだけは熊取町で使ってもコロナ対策をするんやというような、やっぱり最終的には、町からの事業所への心意気ではないですけども、これで頑張りましょうと、一緒にコロナに頑張っ立ち向かっていきましょうというような部分はある一定見せていかないと、熊取町だけですよ、ほぼ無償で何もなくて自治体から事業所にお金が出ていないと、例えば今回、泉佐野市は休業補償に対して1万円乗っけますとか、貝塚市もたしか一番最初に10万円ぐらい配っているはずなんです。本当に一番最初にやっていたような気がします。熊取町だけは、ある一定制限をかけながら、国とかぶないというようなのは本当に大事やと思いますけれど、国とかぶっているところの人にも熊取町からも援助しますよ、だから熊取町でこれからも頑張ってくださいねというのを見せないと、隣に泉佐野市がある、貝塚市がある、じゃ、あっちへ行ったほうがいいん違うかというようになってしまっていたら、これ以上熊取町のお店が減る、産業部門が縮小していくというのは、それこそ熊取町でやっていけなくなっていくので、もうちょっと熊取町の事業所に寄り添ってじゃないですけども、やっぱりちょっと考えていただきたいというのは思いますし、いろんなところから言われるので、少なからずそういう声はあるというのは考えておいていただきたいです。

委員長（浦川佳浩君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）大林委員おっしゃるとおり、もう本当に全くそのとおりのかなというふうに感じております。

そういったことも含めまして、昨年度、1次交付のときに、まだ国からそういう経済支援がある

かないか分からないというときに、3億3,000万円のふるさとからの緊急経済というのを4月末に臨時議会で上げさせていただきました。それは、町長のまずはふるさとを財源にして国の支援があるだろうがやっばいやっていくんだという、そういった思いのこもった3億3,000万円でしたが、後追いで国から臨時交付金が下りてくるということになりまして、結果としては先ほど申しましたとおり6億円に対して8億5,000万円の事業計画ということで、そしてまた、2,000万円程度の一般財源の持ち出しで済みそうな今、見込みでございます。

大林委員おっしゃるとおり、最初の3億円持ち出したという分については、我々もそれはしっかり認識しておりますし、今回の3次補正、昼からの議員全員協議会でご説明させていただきますが、先ほど商工部門に対する部分についてのお話もございましたけれども、我々としては、やっぱりその頂いた財源を有効に活用していくという考え方の下、生活支援も含めて、そしてまた事業者の支援にもなるということで、地域振興券の配布というのを決定させていただいたところでございます。

今後、3億円弱あまりのストックは去年持ち出そうとした分はあるんですけども、これについても今後、第4波、第5波、第6波というのがあるかどうか分かりません。ただ、そのときのための蓄えとしてしっかりと確保しておきたいと、来るべきときのために確保しておきたいと。

また、ご提案の商工に対する支援というところで、その分確保というお話もございますが、そちらにつきましてもしっかりと認識はさせていただきまして、今後の状況等々を含めて判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、何回もくどいですが、やっぱりどうしても大林委員が言われたように、それは本当にそのとおりなんです。だから、今回、町が特別給付金を出した事業所で、また新たに持続化給付金をもらったからといって、2重になるというところで返金を町としては求めていますか、2重になったところについては。

委員長（浦川佳浩君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）まず、申請時点で誓約書のほうにも記載いただいています、府や国の給付金を後から頂いた場合は返金しますということで、まず誓約書を頂いてございます。今回、給付の返還は4件頂いております。これについては、まず国の給付金を頂いたという情報は我々にはございませんので、まずその方からの自己申告というか申請をもって返還していただいたということになってございますので、町から声かけして、あんた、もろうたから返してねということではございません。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）やっぱりその事業者は正直なんで申請して、でも、町の申請をしたときというのは50%を切っていなかったから申請したわけなんです。それで町からの支援金を頂いて事業をやっていたわけなんです。それは10万円ですけど、ありがたいと思って受け取ったと思うんです。でも、その後50%以上の収入減になったから持続化給付金を申請したわけです。だから、同じ年度かもしれないんですが、そのときは町の3割、4割の分の申請でいただいたお金をまた返さないといけないというところの取決めが、最初2重にはしていないというふうになっていても、町はそういう事業者に対して、正直に持ってきはったんですが、そのときはその申請、だからわざと両方申請したわけじゃないので、先に国の持続化給付金を頂いてから町というのはあれですけども、その辺のところの臨機応変というのはおかしいんですか。やっぱり返さないといけないというふうに規定をせなあかんかったんですか。

委員長（浦川佳浩君）山原産業振興課長。

産業振興課長（山原栄次君）おっしゃることは重々理解するんですが、まず、この制度の立てつけ、要はスタート時点で国や府の給付金を受けることができなかった事業者を救ってほしいという議会か

らのご意見も多数いただきましたので、ということでこの制度を創設させていただいております。ですので、まずは国や府の給付金を受けていない方ということでスタートさせていただいております。

当然、申請期間も当初8月ぐらいまででしたので、ただ、その中でいただいたのは、要は国の申請も今どうなるか分からへんから見合わせていると。もしかしたら結果として国の給付金を頂けない可能性もあるので、そのときは町のほうはもらえないのかというようなご意見もいただきましたので、それやったら申請期間のほうを持続化給付金の期間も考慮して延長させていただいております。

ですので、もうスタートの時点で国や府の給付金を頂いている方というのは当然申請できないということになってございますので、確かに後から前後するのでお気持ちは重々分かるんですけども、どちらかというと、公平性とかいうことも考えますと、やっぱり制度に基づいて後に給付金を頂いた方には町の分は返還いただくというのは、立てつけとして当初からルールづくりさせていただきました。そこは、返していただいた方は非常に正直な方で、逆に我々、ありがたいなというふうに思っております。委員のご指摘も重々理解しておりますので、そこは我々も今後は検討していきたいと考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 仕方ないことかなと思うんですが、先ほども大林委員が言われたように、やっぱりもう少し町が商工業をしっかり応援していますよというような姿勢を出せるような施策の展開をよろしく願いしておきます。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第15号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（浦川佳浩君） 以上で、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時55分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

浦川佳浩

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 令和3年3月11日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	江川慶子
	委員	田中圭介	委員	鱧谷陽子
	委員	文野慎治	委員	二見裕子
	委員	矢野正憲		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	勘六野朗	総合政策部長	明松大介
	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	林利秀
	住民部長	巖根晃哉	健康福祉部長	山本雅隆
	健康福祉部理事	木村直義	都市整備部長	矢部義雄
	都市整備部理事 兼道路課長	白川文昭	上下水道部長	山戸寛
	上下水道部理事	永橋広幸	産業振興課長	山原栄次
	介護保険課長	根来雅美	保育課長	藤本明
	保険年金課長	阪上正順	道路課参事	宮内要重男
	上水道課長	大西順二	上水道課参事	中・哲矢
	下水道課長	山田卓幸		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三

付議審査事件

- 議案第5号 森林環境譲与税基金条例
- 議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 町道路線認定及び廃止について
- 議案第14号 町道路線認定について
- 議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算(第4号)
- 議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)

委員長(坂上昌史君) 皆さん、おはようございます。

本日、3月11日で、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から10年を迎えます。犠牲となられた多くの方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方、また、いまだ不自由な日常をお過ごし

の方々に心からお見舞いを申し上げます。被災地、また被災者の皆様の一日も早い復興を心より祈念いたします。

それでは、早速ではありますが、議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議いただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(坂上昌史君) なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたままマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えておきます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案14件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

委員長(坂上昌史君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(坂上昌史君) 初めに、議案第5号 森林環境譲与税基金条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第5号 森林環境譲与税基金条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(坂上昌史君) 次に、議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) すみません。介護保険条例なんですけれども、やはりこの条例でどの階層というんですか、段階の方も上がってしまうということなんですけれども、本当に介護保険料も上がっているし、それで、支払いのほうも皆さん高くなっているというふうなことで、介護を受けにくいという状況というのがあるかと思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

委員長(坂上昌史君) 根来介護保険課長。

介護保険課長(根来雅美君) 介護保険料は、給付費を基に、その中の第1号被保険者23%の分を負担するようになっております。今後、熊取町も、全国的にもなんですけれども、やはり高齢化によって給付を受ける方が多くなってくるということがあります。それを基に保険料のほうを算定させてい

ただいておりますので、そういう方々がその給付というか、サービスの利用をスムーズにできるように、そこの給付費も見込ませていただいておりますので、やはり保険料、それを負担する分になってきますので、こちらのほうもなるべく保険料の増加を抑制するために基金を、今ある3億円を投入して、抑制するようには努力はしておりますので、そこはご理解いただきたいと考えております。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 努力していただいているというのはよく分かるんですけど、でも、本当に介護保険にかかると、支払い分で生活費が大変になってくるとい話をよく聞きますので、普通ご夫婦2人で生活していればいけたときでも、介護にかかると、介護費というのは減免とかもないものですから、どうしても負担が重くなってきてというふうな話を聞きますので、その辺の減免してもらえような措置があればありがたいんですけども、その辺のことは、なかなか考えていただけるといことは難しいですかね。

委員長（坂上昌史君） 根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君） 保険料も、熊取町は独自減免も創設しております、その要件に該当する方については、案内のほうも通知のときとか、その時々で啓発というか、周知はしておりますけれども、あとまた制度上も、そういう低所得の方については、高額になったときの償還払いですとか、いろいろ低所得の方についての制度上の分もありますので、そちらのほうはできるだけそういう方にお伝えできるように発信はしていきたいと考えております。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 保険料については、そういう減免があるということですね。それは施設のほうに入所するときの入所費用がかなりおむつ代とか、いろいろな食事代とか、それで食事代にしても、やはり1日何ぼという形でかかってくるので、その方々がおっしゃるには、私たち1日これだけでも1人で使っていないと、施設に入るとこれだけの金額がかかってくるので、やはり大変になってくるんやというお話をされますので、また、その辺も難しいとは思いますが、考えていただけたらというふうに感じます。施設の減免というんですか、施設分についての減免についても、上がってくるのはみんなが使うから仕方がないということで理解はしますけれども、大変なところはやはり大変になってきているということで、またこれからお願いしておきます。

委員長（坂上昌史君） 根来介護保険課長。

介護保険課長（根来雅美君） 施設のほうに入所された方の食事代とか、あと負担額のほうも、一定の一般の方よりも低額に収まるような制度にもなっておりますので、そちらのほうはご理解いただきたいと思えます。

委員長（坂上昌史君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第6号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この件は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君） 次に、議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第7号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(坂上昌史君)次に、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)資料のところで、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができると書いてあるんですけども、この何かちよっと調べたんですけども、国のほうの家庭的事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例というのは、第7条というのは何か設備のほうの話になっていて、これはまた町のほうのあれになっているかと思うんですけど、何を適用しないのかというところ辺を教えてくださいませんか。

委員長(坂上昌史君)藤本保育課長。

保育課長(藤本 明君)こちらの条例の改正なんですけれども、本来であれば、家庭的保育事業者というところはゼロから2歳児を対象にしているんですけども、そういった子どもが3歳になった場合については、卒園した後に受皿の施設というのを必ず確保しておきなさいというのがルールになっております。ただ、今回の改正のほうは、市町村、町内、熊取町の場合が、保護者の希望で引き続きそういった保育を受け入れる施設、措置ができる、例えば、保育所のほうを優先的に入所できるとか、そういったものについては、卒園するまでにそういった家庭的事業者のほうは、施設というものを確保するという縛り、そういった部分については、拘束しなくても構いませんということの意味での緩和というか、そういった部分の措置になっております。

委員長(坂上昌史君)鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)ということは、熊取町にないから関係ないかもしれませんが、その家庭的保育の施設の中で、3歳、4歳になっても保育ができるということで理解していいんでしょうか。

委員長(坂上昌史君)藤本保育課長。

保育課長(藤本 明君)はい、そのとおりです。別の形で町が確保とかできれば、それで構わないといった趣旨でございます。

以上です。

委員長(坂上昌史君)鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)分かりました。

委員長(坂上昌史君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(坂上昌史君) 次に、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) この適用しないことができるということは、さきのあれと同じような感じで続けてできるということで考えていいんですか。

委員長(坂上昌史君) 藤本保育課長。

保育課長(藤本 明君) はい、基本的には同じ省令を踏まえた形の分で、こちらのほうは、運営に関する給付費の支払いの確認という意味での基準を条例で定めるといった部分で、合わせた形の条例改正となっております。

以上です。

委員長(坂上昌史君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) はい、分かりました。

委員長(坂上昌史君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑は終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第9号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(坂上昌史君) 次に、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第10号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(坂上昌史君) 次に、議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員(江川慶子君) 学童保育の開所時間を早めにしていただいて、親御さんたちが安心して子どもたちを預けることができるということだと理解しているんですが、その学童保育所の方との話し合いはどのようになっておりますか。

委員長（坂上昌史君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）こちらにつきましては、令和3年度の夏休みからということで、今年度秋ぐら
いから次年度の話为例年していくんですけども、そういった中で、学童保育所の指定管理者のほ
うから組織、理事会のほうとも一定決定していくと。以前からこういった課題がございましたので、
いわゆる指定管理者、NPOさんのほうも取り組んでいきたいということの話合いが整って、予算
ないし今回条例改正というところの話は整った形で、経過で合意に至っております。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）NPOさんのほうも同じような問題点をお持ちであって、それでこれを前向きに検
討して行われるということによろしいですか。

委員長（坂上昌史君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）はい、そういうことで結構でございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第11号 学童保育所条例の一部を改正する条例の件を採決
いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）何年前か知りませんが、この保育所がどんどん民営化されていくときに、各小
学校区に1園は残しますというような話があったんですけども、それから西保育所を含めたら
2保育所が民営化されてしまったんですけど、やはり公立保育所の大切などというんですか、保育
所に対する指導的な役割とはすごく大きいと思うんです。公立保育所が高くかかるから民営化され
ていってしまうというふうなところが見えるんですけども、その辺はどうなんでしょうか、役割
については。

委員長（坂上昌史君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）今、この西保育所の民営化というところの中で、委員おっしゃった部分なん
ですが、民営化してまいりますと、今回、募集に当たりましては、公立の運営的なもの、いろいろ補
助が入った形で運営できていくといった部分はもちろんあるんですけども、保育サービスの充実
といった部分についても着目して取り組んでおります。例えば、今回決まった分につきましては、
延長保育につきましては、今、町立の場合は午後7時までやっておりますが、今回、民営化、ほか
の民間園もそういうところもあるんですけども、午後8時まで最低やってくださいと、そうい
った部分の延長保育であったりとか、今後、休日保育についても検討していただくといった部分で
の保育サービスについても充実を図っていただくといった部分で取り組んでいくということで、高
コストだからということだけではなくて、そういった民間園だからできる部分の保育サービスの拡
充、充実の部分についても着目しながら取り組んできたといったところがございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 8時までできるということですが、10時までとか、8時までとかという形がありますけれども、そういう必要のある子どもは増えてきているということですか。

委員長（坂上昌史君） 藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君） やっぱり就労形態がいろいろ多様化しております、途中申したのは休日保育とかも、非常に民間園の中では結構多く受けていただくというところもございますけれども、なかなか延長保育につきましても、市内の方であれば7時にすぐ終わって間に合う場合であったりとか、少し延ばしたほうが慌てて帰ってこなくていいとかという部分についてのニーズという部分は、あるかというふうには考えております。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 実態的には、大体今の状態でどれぐらいの方が利用されているんですか。夜、今だったら3園ほどで長時間保育をやってはりますよね。その辺で何名ぐらいの方が利用されているのかという、そういうのは分かりますか。

委員長（坂上昌史君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 夜間の延長保育につきましては10時までなんですけれども、実際は8時、9時ぐらいにほとんどの保護者の方がお迎えに来る。その人数というのは、アトム共同保育園で申しますと数名です。数十人もいてるとか、1つの部屋で数名のお子さんがいらっしゃるというふうな状況でございました。すみません、正確なちょっと数字は持ち合わせていなくて申し訳ないんですけれども、夜間といいますか、延長保育につきましては、時間帯については、あと利用されているお子さんについてはその程度、数名程度というふうにはお聞きしております。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 数名程度はいらっしゃるということ。休日保育については、どれぐらいの方が利用されていますか。

委員長（坂上昌史君） 藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君） 令和元年度の実績で申し上げますと、大体年間で760程度。

（「延べね」の声あり）

保育課長（藤本 明君） 延べです。すみません。というふうには聞いております。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 夏休みはないですわね、保育所やから。どういう計算で。

委員長（坂上昌史君） 藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君） 1年間通して、令和元年の4月、3月の分で、年間延べで約760名ぐらいというふう聞いております。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 休日保育がですか。

委員長（坂上昌史君） 藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君） そうです。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） かなり多いということですね。土日について、それだけの。

委員長（坂上昌史君） 藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君） 数的にいうと、月でいうと大体50人ぐらいになってくるかなと思うんですけれども、結構その辺では多い部類にはなってくるかなというふうには思います。

委員長（坂上昌史君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 分かりました。

委員長（坂上昌史君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第12号 保育所条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 4名)

起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(坂上昌史君)次に、議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第13号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(坂上昌史君)次に、議案第14号 町道路線認定についての件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第14号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(坂上昌史君)次に、議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第16号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第17号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第18号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第20号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時26分」閉会）

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

坂上昌史